

埼玉県目標設定型排出量取引制度における排出量取引に係る税務上の取扱いの例

注 この税務上の取扱いの例は関東信越国税局からの回答をもとに作成したものです。
 具体的な取引においては異なる処理が必要となる場合がありますのでご注意ください。
 関東信越国税局からの回答へのリンクはこちらから <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html>

無償取引は原則税務処理は不要

超過削減量、中小クレジット、県外クレジット、再エネクレジット(環境価値換算量)の有償取引等

	自らのクレジット	他社から購入するクレジット等
クレジット等の取得時	{法人税} 処理なし {消費税} 処理なし	{法人税} 取得に要した費用を無形固定資産等として計上 {消費税} 課税仕入れ
指定管理口座からの充当時	-	{法人税} 「販売費及び一般管理費」等として損金の額に算入 (損金の額は移転(充当時)の帳簿価額) {消費税} 処理なし
クレジットの売却時	{法人税} 無形固定資産等の売却として処理 (譲渡原価は0) {消費税} 課税売上げ	{法人税} 無形固定資産等の売却として処理 (譲渡原価は売却時の帳簿価額) {消費税} 課税売上げ

再エネクレジット(その他削減量)の有償取引等

	自らのクレジット
グリーン電力証書等の取得時 (金銭等の支出をした時)	{法人税} グリーン電力証書等の取得に要した費用を仮払金として計上 {消費税} 処理なし。
再エネクレジット(その他削減量)の取得時	{法人税} 仮払金の額を無形固定資産等として計上 {消費税} 課税仕入れとなる。
指定管理口座からの充当時	{法人税} 「販売費及び一般管理費」等として損金の額に算入 (損金の額は充当時の帳簿価額) {消費税} 処理なし
再エネクレジット(その他削減量)の売却時	{法人税} 無形固定資産等の売却として処理 (譲渡原価は売却時の帳簿価額) {消費税} 課税売上げ

森林吸収クレジット(J-VER認証制度)の有償取引等

	自らのクレジット
J-VERクレジット等の取得時 (金銭等の支出をした時)	{法人税} 取得に要した費用を無形固定資産等として計上 {消費税} 課税仕入れ
J-VERクレジット等を無効化口座に無償移転した時	{法人税} 無形固定資産等の額をクレジット仮勘定等として計上 {消費税} 処理なし
森林吸収クレジット(J-VER認証制度)の取得時	{法人税} クレジット仮勘定等を無形固定資産等として計上 {消費税} 処理なし
指定管理口座からの充当時	{法人税} 「販売費及び一般管理費」等として損金の額に算入 (損金の額は移転(充当時)の帳簿価額) {消費税} 処理なし
森林吸収クレジット(J-VER認証制度)の売却時	{法人税} 無形固定資産等の売却として処理 (譲渡原価は、売却時の帳簿価額) {消費税} 課税売上げとなる。